

千葉県有料老人ホーム設置運営指導指針（改正案）の概要

1 趣旨

令和3年4月1日付けで厚生労働省老健局長から「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」の通知があったことを踏まえて、令和3年度介護報酬改定等の整合を図る必要があることから、文言を含め所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

（1）令和3年度介護報酬改定を踏まえた見直し

令和3年度介護報酬改定により、指定特定施設等において、感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、ハラスメント対策の強化、高齢者虐待防止の推進、認知症介護基礎研修の受講の義務付け等の見直しが行われたことを踏まえ、有料老人ホームにおいても同様の措置を求めるもの。

（2）書面規制、押印、対面規制の見直し

利便性の向上及び事業者の業務負担軽減の観点から、政府が推進する押印・書面手続きの見直し方針を踏まえ、本指針に定められている書面等については、電磁的記録で行うことができること、また、書面での説明等については、入居者等の承諾を得たうえで、電磁的方法によって行うことができることとする。

（3）その他

その他規定整備など、所要の見直しを行うこととする。

3 施行予定期日

令和3年9月（予定）